

畜舎特例法の対象に保管庫等が追加されます

畜舎特例法に係る共菅省令及び単管省令が一部改正され、**令和5年4月1日**から**新たに保管庫等**が畜舎特例法の対象となります。

畜舎等と一体的に整備する場合、**現行の建築基準法又は畜舎特例法のいずれか**を選択できます。

特例法の対象となる畜舎等

- ・ **畜舎^{※1}**（搾乳施設含む）又は**堆肥舎^{※2}**
- ・ 畜舎又は堆肥舎に付随する^{※3}**保管庫（倉庫又は車庫）**
- ・ 畜産経営に必要な**貯水施設等^{※4}**
- ・ 高さ8mを超える**発酵槽等^{※2}**

- 市街化区域・用途区域外の地域に建築等したもの
- 高さ16m以下の平屋で、居住のための居室を有さないもの
- 建築士が設計したもの
- 新築、増築、改築及び構造に変更を及ぼす行為を行う場合に申請可能
※認定を受けた畜舎等は用途変更することができない

※1 ①ペットの飼育施設、②競走馬・乗用馬の厩舎及び堆肥舎は、畜舎特例法の対象外です。

※2 家畜排せつ物の処理又は保管のためのものが対象となります。家畜排せつ物以外の物を処理するものは畜舎特例法の対象外です。

※3 「付随する」とは、畜舎・堆肥舎と①同一敷地内、②隣接する敷地内、③近接する敷地内に建築等するものであって、畜舎・堆肥舎と一体的に利用することをいいます。

※4 搾乳施設の洗浄のために使用する水を貯水するための施設、畜舎で使用する井戸水を浄化するための浄化設備を備える施設等がこれに当たります。

畜舎特例法のメリット

- 構造等に関する**技術基準が緩和**されます（詳細は裏面）
利用基準を遵守することにより、構造等に関する技術基準の一部が建築基準法より緩和されます。これにより、コストを抑えることができます。
- 一棟あたりの床面積**3,000㎡以下は技術基準の審査等が不要**となります
床面積が3,000㎡以下の畜舎等は、敷地、構造、設備に関する技術基準の審査が不要となります。（利用基準の審査は全ての畜舎等で必要）
- 木造の畜舎の間を通路でつなぎ**3,000㎡を超えられる**ようになります
木造の畜舎を渡り廊下で隔て、隔てられた畜舎の床面積をそれぞれ3,000㎡以下とし、その畜舎同士の間には畜舎の高さ分の距離を確保し、一定の利用基準^{※5}を遵守することにより、合計3,000㎡を超えることが可能となります。^{※6}
- 周辺の建物との間に**6m以上の距離を確保し、一定の利用基準^{※7}を遵守**することで、**建築基準法の防火基準よりも緩和された基準で倉庫や車庫を建てる**ことができます。
（注意）畜産経営に関係のないものを保管したり、用途変更することはできません。
- 工事完了時は届出で済みます**
工事完了時は完了検査は不要で、届出のみで済みます。

※5 定期的な消火訓練、火を使用する設備等の周辺や渡り廊下に可燃物を存置しないことについて記録を作成し、少なくとも1年間保存する必要があります。

※6 ただし、渡り廊下でつなぐことで3,000㎡を超える場合には技術基準の審査は必要となります。

※7 消火器の設置や施設内での火気使用の禁止、避難経路の十分な採光の確保等の追加の利用基準を遵守する必要があります。

※8 床面積3,000㎡以下の倉庫、床面積500㎡以下の車庫に限ります。

畜舎特例法の基準

畜舎等の構造、防火等に関する**技術基準**
畜舎の利用方法に関する**利用基準**の双方を守る必要があります。

A 構造畜舎等

技術基準

中規模の地震動（震度5強程度）に対して、損傷が生じないような構造等の基準

利用基準

○ A・B 構造畜舎等共通

- ・ 夜間（夜10時から朝4時）に畜舎等内で睡眠しない。
- ・ 避難経路の確保
- ・ A又はB構造畜舎等であることの表示

○ B 構造畜舎等のみ

- ・ 下記表の滞在者数・時間以下にする
- ・ 定期的な避難訓練に関する記録保存

B 構造畜舎等

技術基準

中規模の地震動に対して、損傷は生ずる可能性があるが、倒壊しないような構造等の基準

面積	延べ滞在時間	最大滞在者数
0㎡～1,000㎡	8時間・人	4人
1,000㎡超～2,000㎡	16時間・人	8人
2,000㎡超～3,000㎡	24時間・人	12人
3,000㎡超～	32時間・人	16人

手続きについて

- ・ 畜舎建築利用計画の作成が必要となります。

※**計画を作成する前には必ず**畜舎等を建築する所在地を所管する**各県民局、市町村及び消防機関**に相談して下さい。

申請者

畜舎建築利用計画の作成

【記載事項】

- ① 申請者の氏名
- ② 畜舎等の種類・所在地・規模・間取り
- ③ 設計者の氏名・建築士資格
- ④ 畜舎等の敷地・構造・建築設備
(床面積3,000㎡以下は不要)
- ⑤ 利用方法
- ⑥ 畜産業の内容
- ⑦ 工事の着手予定・完了予定日
- ⑧ 関係法令の遵守状況 等

岡山県

認定審査

【認定基準】

- ① 敷地が市街化区域・用途区域外
- ② 高さが16m以下、平屋、居住のための居室を有しない
- ③ 建築士が設計
- ④ 畜舎等の敷地・構造・建築設備が技術基準(省令)に適合しているか
(床面積3,000㎡以下は不要)
- ⑤ 利用の方法が利用基準(省令)に適合しているか
- ⑥ 関係法令を遵守しているか 等

岡山県

認定の通知

申請者

工事の着工
・省令93条(様式19号)を掲示

指定確認検査機関による技術基準（事前審査）

岡山県では、**床面積が3,000㎡を超えるもの（発酵槽等は築造面積）**については④畜舎等の敷地・構造・建築設備の審査を「指定確認検査機関」で実施し、その**適合証を添付**して畜舎建築利用申請書を提出することとしております。

完了届出

・完成後4日以内
・省令63条(様式1号)を表示

倉庫・車庫の防火基準を緩和する場合

以下の追加の利用基準を遵守する必要があります。

- 床面積が**500㎡以内ごとに1以上の避難口**を特定する
- 災害時の避難に支障を生じさせないよう、**必要な採光**を行う
- 火気を使用しない
- 消火器を備えるとともに、定期的な点検等により当該消火器の維持・管理を適切に行う
- **倉庫には畜産業用物資以外**のもの、**車庫には畜産業用車両等以外**のものを保管しない
- 畜産業用物資及び畜産業用車両を**同一の畜舎等に保管**する場合は、これらを**間仕切壁又は戸によって隔てて保管**する

認定拒否事由について

○下記いずれかに該当する場合、畜舎建築利用計画の認定ができません

★建築士法に違反して設計されたものである場合（法第3条第4項第1号）

★申請者が法の認定申請に係る畜舎等（堆肥舎は除く）における家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理を適正に行うことができない者※

※下記①～⑦までの**法律に基づく命令・条例の規定に違反し**、かつ、その**違反を是正する見込みがない**と認められる者
（法第3条第4項第2号及び単営省令第4条）

- ①家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）
- ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ③水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ④悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ⑤瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）
- ⑥湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ⑦家畜の排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）

畜舎特例法に基づく申請・届出窓口

名称	住所	電話番号	管轄区域
備前県民局農林水産事業部 農畜産物生産課畜産班	岡山市北区弓之町6-1	086-233-9828	岡山市・玉野市・備前市・瀬戸内市・赤磐市・和気町・吉備中央町
備中県民局農林水産事業部 農畜産物生産課畜産第一班	倉敷市羽島1083	086-434-7033	倉敷市・笠岡市・井原市・総社市・高梁市・浅口市・早島町・里庄町・矢掛町
備中県民局農林水産事業部 農畜産物生産課畜産第二班	新見市高尾2400	0867-72-9166	新見市
美作県民局農林水産事業部 農畜産物生産課畜産第一班	津山市山下53	0868-23-1310	津山市・美作市・鏡野町・勝央町・奈義町・西粟倉村・久米南町・美咲町
美作県民局農林水産事業部 農畜産物生産課畜産第二班	真庭市勝山591	0867-44-7546	真庭市・新庄村

利用基準に係る相談窓口

岡山県 農林水産部 畜産課 生産振興班 TEL086-226-7429

技術基準に係る相談窓口

岡山県 土木部 都市局 建築指導課 建築審査班 TEL086-226-7499